

令和 2 年 度  
行 政 監 査 報 告 書

小 松 島 市 監 査 委 員

小 監 第 7 号  
令和3年4月26日

小 松 島 市 長    中 山 俊 雄 様

小松島市監査委員 井 関 勝 令  
小松島市監査委員 南 部 透

行 政 監 査 の 結 果 に つ い て ( 提 出 )

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した令和2年度行政監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、提出いたします。

## 目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び監査期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の結果	2
	(1) 住宅新築資金等貸付金	
	(2) 住宅使用料	
7	監査意見	4

文中及び各表中の構成比率は、原則として、表示単位未満四捨五入、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

# 令和2年度行政監査報告書

## 1 監査のテーマ

「債権の管理について」

## 2 監査の目的

債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項において、公有財産、物品、基金とともに財産として規定されており、同法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とされている。また、歳入確保及び公平性の観点から債権管理は適正を期することが重要であり、本市においては、非強制徴収債権について債権管理条例（平成27年条例第13号）、債権管理条例施行規則（平成27年規則第1号）が制定され、債権管理マニュアル（以下「債権管理条例等」という）が策定されている。そこで、今年度の行政監査は、非強制徴収債権のうち私債権である下記の債権を対象として債権の管理状況を把握するとともに、事務が適正に執行されているかの検証を行うことにより、適切な債権管理事務に資することを目的とする。

## 3 監査の対象及び監査期間

住宅新築資金等貸付金（人権推進課）：令和2年11月5日

住宅使用料（住宅課）：令和3年2月4日

## 4 監査の方法

所管課に、調査票及び関係書類の提出を求め、資料の確認を行うとともに、必要に応じて、関係職員から事情聴取を行った。

## 5 監査の着眼点

債権の管理について、次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 債権が適正に管理されているか。
- (2) 債権の収納事務が適切に行われているか。

## 6 監査の結果

事前に行った調査の回答に基づき、関係職員から聴取した債権の管理状況については以下のとおりである。

### (1) 住宅新築資金等貸付金

#### ①債権の概要

小松島市住宅新築資金等貸付条例（昭和50年条例第37号）の規定により住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金を貸し付けたもの。最終の貸し付けは、平成8年度に行っており、令和2年9月末時点の主債務者は37名、契約は44件である。

#### ②債権の管理状況

徴収強化担当の専任職員2名が、債権管理の事務を担当している。債権管理条例等のほか、課独自のマニュアルを作成しており、債権管理台帳は汎用ソフトを用いて管理している。

#### ③収入状況の推移

(単位 円)

		調定額(A)	収入済額(B)	不納欠損額(C)	収入未済額 (A-B-C)	収入率(%) (B/A)	償還率(%) (B/(A-C))
元年度	現年分	804,649	804,649	0	0	100	100
	滞納繰越分	179,298,309	18,695,118	17,481,839	143,121,352	10.43	11.55
30年度	現年分	1,803,539	1,803,539	0	0	100	100
	滞納繰越分	196,996,347	14,540,564	3,157,474	179,298,309	7.38	7.50
29年度	現年分	5,720,952	2,649,855	0	3,071,097	46.32	46.32
	滞納繰越分	234,496,678	15,424,553	25,146,875	193,925,250	6.58	7.37
28年度	現年分	5,957,823	3,728,427	0	2,229,396	62.58	62.58
	滞納繰越分	265,037,057	11,204,226	21,565,549	232,267,282	4.23	4.60
27年度	現年分	7,177,801	4,298,989	0	2,878,812	59.89	59.89
	滞納繰越分	243,347,107	8,915,140	0	234,431,967	3.66	3.66

#### ④収納の取組

##### ア 督促・催告等

随時、督促状、催告書を送付している。最近の特殊詐欺事件の頻発を受けて、電話・訪問による催告は、行っていない。

##### イ 延滞金・遅延損害金の徴収

法的措置（訴訟提起、強制執行、担保不動産競売）を行った場合に、遅延損害金を徴収している。

##### ウ 法的措置・民間委託の状況

民間に委託せず、法務監(市が雇用する弁護士資格を有する非常勤職員)を含む職員で、法的措置を行っている。

##### エ 財産調査・債権放棄の実施

預貯金の調査を実施している。また、督促、催告、法的措置等を講じた上で回収困難な債権は債権放棄を実施し、不納欠損処分につなげている。

##### オ その他

徳島県住宅新築資金等貸付助成事業補助金を活用し、歳入確保に取り組んでいる。

## (2) 住宅使用料

### ①債権の概要

小松島市営住宅条例(平成9年条例第14号)に基づく市営住宅入居者に対する家賃。令和2年11月末時点において、過年度分の滞納者は約360名であり、そのうち居住者が約200名、退去者が約160名である。

### ②債権の管理状況

住宅の管理担当職員4名が、徴収強化担当を併任している。債権管理条例等のほか、課独自のマニュアルを作成しており、債権管理台帳は専用のシステムを導入し管理している。

### ③収入状況の推移

(単位 円)

		調定額(A)	収入済額(B)	不納欠損額(C)	収入未済額 (A-B-C)	収入率(%) (B/A)
元年度	現年分	102,816,700	87,104,399	0	15,712,301	84.72
	滞納繰越分	419,378,646	8,854,070	0	410,524,576	2.11
30年度	現年分	102,538,600	87,477,626	0	15,060,974	85.31
	滞納繰越分	416,370,043	12,052,371	0	404,317,672	2.89
29年度	現年分	104,633,400	89,722,307	0	14,911,093	85.75
	滞納繰越分	416,385,556	14,438,306	0	401,947,250	3.47
28年度	現年分	109,105,900	94,057,414	0	15,048,486	86.21
	滞納繰越分	420,873,932	9,983,386	0	410,890,546	2.37
27年度	現年分	126,460,000	97,466,724	0	28,993,276	77.07
	滞納繰越分	402,128,738	7,639,556	0	394,489,182	1.90

### ④収納の取組

#### ア 督促・催告等

3ヶ月以上家賃を滞納している居住者に対し、3ヶ月ごと(年4回)に督促状を送付している。催告書の送付、電話・訪問による催告は、随時行っている。

#### イ 延滞金・遅延損害金の徴収

徴収していない。

#### ウ 法的措置・民間委託の状況

催告等業務を民間の法律事務所と委託契約しており、滞納の一部について市営住宅の明渡し及び家賃請求訴訟を提起し、債権回収を行っている。

#### エ 財産調査・債権放棄の実施

財産調査、債権放棄ともに実施していない。

#### オ その他

令和2年4月より、住宅家賃の口座振替収納を開始している。

## 7 監査意見

今回の行政監査は、債権の管理状況を把握するとともに、債権の保全、回収にかかる事務を検証し、適切な事務執行に資することを目的として実施したものである。以下に所見、要望を述べることとし、今後の運用について留意されたい。

### (1) 住宅新築資金等貸付金について

債権の管理について、債権管理台帳が適正に作成され、償還については債務者個々の状況にあわせて整理・検証されていることがうかがえた。また、収納及び滞納整理等に関する事務マニュアルに基づき、効率的に法的措置が講じられている。

しかし一方で、債権の回収については貸し付けからの期間が長期にわたり、貸付金の回収率は低い。これは、資力のない債務者が多く、回収困難な債権が多数を占めていることが要因と考えられる。遅延損害金の徴収については、訴訟を提起し、判決が確定した場合に徴収しており、債務負担の公平性からも、適正な事務を要望する。なお、徳島県住宅新築資金等貸付助成事業補助金を活用し、歳入確保に取り組んでいることは、評価する。今後については、引き続き公平性の確保に努め、未収債権に対し、効率的かつ適正な事務の執行を望むものである。

### (2) 住宅使用料について

債権の管理について、債権管理台帳はシステム運用により適正に整備されている。また、課独自のマニュアルを作成しており、今年度からは家賃納入に口座振替収納を活用している。一方、債権の回収事務は、住宅の施設管理の職員が併任して行っており、人的資力に乏しく、法的知識及びノウハウの蓄積・継承が必要である債権の管理体制が整っていないなどの課題が見受けられた。収納状況については、財産調査及び不納欠損処分を実施していないことから滞納額が減少せず、現年の家賃についても毎年一定の未収金が発生している。滞納整理事務の改善と新たな未収債権の発生抑制に取り組まれない。延滞金の徴収については、法令に基づき適正な事務を行うよう望む。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し住宅を供給することを目的として建設された住宅であり、福祉的な側面から債権回収が難しいことも事実である。しかし、資力のある債務者の滞納、回収困難な債権を長期間管理することによる管理コストの増加など、取り組むべき課題は多い。今後は、受益者負担、公平性の確保により未収金の縮減に努められたい。

住宅新築資金等貸付金、住宅使用料の債権管理について監査した結果、管理台帳の整備においてはおおむね適正と認められた。債権の回収及び滞納整理については、多額の収入未済額を計上しており、収入率の向上と未収金の縮減を図るべきである。

自治体が保有する債権は多様で複雑化している。その中においても、今年度監査を実施した私債権は強制的に滞納処分ができない債権であり、督促、催告による時効の中断、訴えの提起、債権放棄に議会の議決を要するなどの事務的負担が大きい。

今後は、適切な債権管理を実施するためにも、民法をはじめとする法令の改正や、判例の動向を注視しつつ、債権の発生から、回収、消滅に至るまで、適正かつ有効性のある債権管理体制の整備に努めていただきたい。